

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 16 日

鳥取県立米子工業高等学校長 龍 田 浩 史

1 調達内容

（１） 借入物品の名称及び数量

NC 制御室パソコン等賃貸借 一式

（２） 借入物品の仕様

入札説明書による。

（３） 借入期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで

（４） 納入期限

令和 2 年 7 月 31 日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

（５） 納入場所

入札説明書による。

（６） 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１） 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２） 平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

（３） この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４） 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、本店所在地が鳥取県外である者については、入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐している場合に限る。

（５） この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（６） この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから 2 時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）

であること。

- (7) 本件公告の日から過去5年以内に、本件と同程度の規模であると認められるパソコン等の賃貸借に関する契約を締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。
- 18) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札及び仕様に関する問合せ先

〒683-0052 鳥取県米子市博労町4丁目220番地

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859-22-9211

電子メール yonagoko-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年4月16日(木)から同年5月1日(金)までの日にインターネットのホームページ(<http://www.torikyo.ed.jp/yonagoko-h/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年4月16日(木)から同年5月1日(金)までの日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月12日(火)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月11日(月)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵便等により4の(1)の場所に令和2年5月7日(木)正午までに提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。